

## ICカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

### 2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは、次の場合に利用することができます。
  - ① 当金庫所定のICカードが利用できる預金機(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合
  - ② 当金庫所定のICカードが利用できる支払機(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当金庫所定のICカードが利用できる振込機(以下「ICカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応預金機、ICカード対応支払機およびICカード対応振込機(以下総称して「ICカード対応機」といいます。)以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。なお、磁気ストライプによる使用は可能です。

### 3. (ICカードの再発行時における手数料の取扱い)

再発行でICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただくことがあります。

### 4. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1日あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

### 5. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応振込機において振込を実施した場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行する場合には新しいICカードには当該振込情報は引き継がれ

ません。

6. (ICカード対応機の故障時の取扱い)

ICカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能(ICカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能の総称)の利用はできません。

7. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫にICカードの再発行をお申し出ください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

8. (特約の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上

付則

令和 8年 5月18日 制定